

平成目安箱への回答 No.31 無題

担当主管課：福祉課障がい福祉係（内線 354）

要望等内容	回答
<p>大磯町の福祉作業所には、その活動の場所を自ら所有できず、借りている団体が3ヶ所あります。そのうち1ヶ所のみが大磯町の横溝福祉記念館に入居し、二階全面を賃料なし、或いは相当安い賃料で使用した、或いは使用しようとしています。</p> <p>障害福祉作業所の行う福祉サービス事業（福祉作業所）では、障害者の受け取る工賃は、売上金額から諸経費を控除した金額を配分することと法で定められています。</p> <p>さて、大磯町において、障害者が利用する事業所によって障害者が受けるサービスに、（大磯町の施策によって）差が出るということは、利用する人（事業所）を差別していることと同様で、横溝福祉記念館を利用していない障害者は、結果的に損害を受けた。或いは受けようとしており、不当だと思いますが、その認識はありますか。</p>	<p>町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。</p> <p>さて、障害福祉作業所が行う福祉サービス事業で、障がい者が受け取る工賃は、売上金額から諸経費を控除した金額であると認識しておりますが、当センター利用団体とその他団体とでその工賃に差異が生ずるかは不明です。</p> <p>また、障がい者は、労働の対価として得る賃金（工賃）の額だけで福祉サービス事業を選択しているのではなく、障がい者自身が、様々な仕事や作業所の中から、自分に最も適した福祉サービス事業を選択していると理解しております。</p>

目安箱受付日：H27. 2. 27

掲示日：H27. 3. 25